

特定非営利活動法人日本大腸 CT 専門技師認定機構

大腸 CT 専門技師資格認定規程

(目 的)

第 1 条

この規定は、特定非営利活動法人日本大腸 CT 専門技師認定機構（以下、本機構）が認定する大腸 CT 専門技師の資格認定および資格更新に関することを定める。

(適用範囲)

第 2 条

この規定は、大腸 CT 専門技師の資格認定、資格更新に関わる必要事項について適用する。

(定 義)

第 3 条

大腸 CT 専門技師の定義は以下とする。

- (1) 国民の福祉と社会の発展に寄与するために、標準医療に対応した大腸 CT 検査の質と安全を担保する診療放射線技師。
- (2) 本機構が実施する大腸 CT 専門技師認定試験（以下、認定試験）に合格し、所定の手続きを済ませた者。
- (3) 本機構が定めた更新手続きを済ませた者。

(役 割)

第 4 条

大腸 CT 専門技師の役割は次のとおりである。

- (1) 専門的な知識と技術を高め、高度な大腸 CT 検査を円滑に遂行できること。
- (2) 検査目的や医師の要求に応じた大腸 CT 検査を実行できること。
- (3) 読影医に質の高い画像解析を通じ、適切な読影補助を実行できること。
- (4) 他の医療職とともにチーム医療に基づく業務の円滑に遂行できること。
- (5) 実施施設内においてリーダーシップを発揮し、検査の質の向上を目指すこと。

(認定試験受験申請資格)

第 5 条

大腸 CT 専門技師の受験を申請する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 診療放射線技師の免許を有し、診療業務経験 3 年以上。
- (2) X 線 CT に関する基礎知識を有していることが担保できる資格を有していること。

- (3) 大腸 CT 専門技師認定講習会修了者。
- (4) 所定症例数の大腸解析を終えた者。
- (5) 所定の試験受験料を納めた者。

(認定試験受験申請に必要な書類)

第 6 条

申請にあたっては、本機構ホームページの試験申込みフォームに基本情報を入力の上、次に定めるすべての書類を本機構事務局へ提出する。

- (1) 大腸 CT 専門技師認定試験受験申請書（様式 1）
- (2) 診療業務経験年数証明書（様式 2）
- (3) 大腸 CT 解析症例数証明書（様式 3）
- (4) 大腸 CT 専門技師講習会修了証の写し（但し、修了証の有効期限は過去 3 年とする）
- (5) X 線 CT に関する基礎知識を有していることが担保できる資格の認定証の写し
（ただし、2025 年度受験までは必須条件としない）
- (6) WEB 解析システムまたは指定ハンズオンセミナーでの解析実績証明書の写し

(認定試験)

第 7 条

認定試験は年 1 回開催し、本機構の大腸 CT 専門技師認定試験委員会にて実施する。

(認定審査)

第 8 条

認定試験の合否は大腸 CT 専門技師認定試験委員会において、試験結果を総合的に審査し、本機構の理事会にて承認をする。

(資格認定授与)

第 9 条

認定試験にて合格した者は、大腸 CT 専門技師の認定申請をすることができる。ただし所定の認定申請料を納めること。

(有効期間)

第 10 条

大腸 CT 専門技師の有効期間は認定日より 5 年間とする。

(資格更新)

第 11 条

資格更新を申請する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 更新申請時において、大腸 CT 専門技師であること。

- (2) 大腸 CT 専門技師更新講習会を受講、かつ確認試験の合格者であること。
- (3) 所定症例数の大腸解析を終えた者。
- (4) 所定の更新認定料を納めた者。

(更新書類)

第 12 条

大腸 CT 専門技師更新講習会を受講申請する者は、本機構ホームページの更新講習会申込みフォームに基本情報を入力の上、次に定めるすべての書類を本機構事務局へ提出する。

- (1) 大腸 CT 専門技師単位取得証明書(様式 4)
- (2) 大腸 CT 専門技師業務実態調査書(様式 5)

(更新審査)

第 13 条

確認試験の合否は理事会にて総合的に審査し、所定の基準を満たす者に大腸 CT 専門技師の資格更新を認める。

(費用)

第 14 条

費用は以下の通りとする。尚、既納の費用は返却しない。

- (1) 試験受験料 10,000 円
- (2) 認定申請料 5,000 円
- (3) 更新認定料 5,000 円

(改廃)

第 15 条

この規程の改廃は、本機構の理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 25 日 一部改訂